

新たな雇用対策の仕組みについて

平成 2 8 年 7 月 5 日

地方分権改革有識者会議議員

鳥取県知事 平井 伸治

地方分権改革の長年の課題であったハローワークの地方移管について、地方版ハローワークの創設等、新たな雇用対策の仕組みを創設する第6次地方分権一括法が成立した。8月20日の制度の施行に向け、現在、雇用対策における国と地方の連携の在り方検討会において、省令改正等具体的な制度の設計について検討が進められている。

これまでも全国知事会は、利用者に十分なサービスを提供するため、地方版ハローワークは国のハローワークと同等の機能を確保できなければならないと、機会あるごとに提言してきた。

しかしながら、所管省庁である厚生労働省からは、職員研修・人事交流、地方版ハローワークに対する財政支援等の具体的な内容が示されないなど、地方が十分に納得できる状況にはなっておらず、地方で活用可能なものとなっていない。

新たな雇用対策の仕組みは、国と地方が協力し、粘り強く協議した結果、幾多の困難を乗り越え、ようやく実現にこぎつけたものである。これまでの取組の経緯を踏まえ、新たな雇用対策の仕組みが実効性のあるものとなるよう、改めて利用者にとって最善のサービスを提供するために何が重要かという視点に立ち、以下の点について対応するよう国に対して強く求める。

- 1 新たな雇用対策の仕組みの構築にあたっては、利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を全国的かつ安定的な仕組みとして構築するという、第6次地方分権一括法が成立した趣旨や背景を十分に踏まえ、その実現に向け適切に対応すること。
- 2 地方版ハローワークの実効性を確保するため、国のハローワークと同等の機能が確保できるよう、以下の対応を実現するよう、速やかに検討すること。
 - ① 国と同等の求人・求職情報が提供され、地方で十分活用できるようにすること。
 - ② 職員の知識・能力向上に必要な研修や人事交流をはじめ、円滑な移行ができるよう柔軟な人員対応を行うこと。
 - ③ 地方版ハローワーク設置に伴う施設整備費等の初期費用に加え、人件費等の運営経費について確実に財政支援措置を講じること。